

婦人がん集団検診のお知らせ

検診日	受付時間	場 所
8月24日(木)	午後2時～3時30分	ちむぐくる館
8月28日(月)		
9月19日(火)		

検査項目	検査内容	対象年齢	自己負担額	予約の有無
子宮がん	頸部細胞診	20歳以上	1,000円	当日受付
乳がん	マンモ1方向	50歳以上	0円	※要予約

※70歳以上の方、市町村民税非課税世帯もしくは生活保護の方は自己負担はありません。

乳がん検診 予約受付期間 平成29年7月18日(火)～8月18日(金)※土、日を除く
平日：午前8時30分～午後5時まで(各日定員40人に達し次第締め切ります。)



受診に必要なもの ● 健康保険証 ● がん検診受診券(クーポン対象の方は、クーポン券も持参してください)

お問い合わせ 国保年金課 ☎889-1798

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請はお済みですか

【支給対象者】

平成28年度分の住民税(均等割)が課税されていない方
・課税されている方の税の扶養に入っている場合や
生活保護の受給者である場合は該当しません。

【支給額】

1人につき1万5千円(1回限り)

【申請期間】

平成29年8月17日(木)まで

【申請方法】

- ① 申請書(該当者に送付済)に氏名、電話番号を記入し押印してください。
- ② 運転免許証または健康保険証、後期高齢者被保険者証の写しをどれか1つ対象者全員分を添付してください。
- ③ 新たな口座へ振込を希望する場合は、通帳かキャッシュカードの写しが必要です。
※返信用の封筒で役場あてに送付するかまたは、役場2階 ⑦番窓口にて提出してください。



お問い合わせ 【申請方法に関すること】 子ども課 臨時福祉給付金対策室 ☎851-3989
【制度に関すること】 厚生労働省 給付金専用ダイヤル ☎0570-037-192
給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

国民年金だより

黄色の封筒
が届いた方は
年金
を受け取れます。



今すぐ
予約の
お電話を!

☎「ねんきんダイヤル」
0570-05-1165
050で始まる電話でおかけになる場合は
☎03-6700-1165

月曜日(月曜日が休日の場合は、休日明けの初日) / 午前8時30分～午後7時
火～金曜日 / 午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日 / 午前9時30分～午後4時 ◎土曜・日曜・祝日(第2土曜日を除く)はご利用いただけません。

こども医療費助成のお知らせとお願い



南風原町では、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成を図ることを目的に、平成29年1月1日より、「こどもの医療費窓口無料化」を開始しております。

対応できる病院について、ホームページで公開しています。

医療機関によっては、窓口無料方式で対応できない場合があります。
窓口無料化に対応できる医療機関をホームページで公開していますので、確認のうえ受診してください。
※保険適用外のものや食事療養費など、窓口無料方式で対応できないものもあります。
その場合は、一旦病院などの窓口で医療費を支払う必要があります。

窓口 窓口無料方式で対応できないときは

病院などで窓口無料化では対応できない場合でも、従来通りの「病院からの自動申請方式(自動償還)」及び「役場窓口での申請方式」をご利用いただけます。

申請方法① 病院からの自動申請方式(自動償還)

病院などの窓口で一旦医療費を支払いますが、病院から役場へ医療を受けたお子さんのお名前や支払った金額について報告が届き、医療費助成の申請手続きが自動で行われます。役場の窓口で申請する必要はありません。
※病院などで支払いをする際に、「役場の窓口で申請する必要があるか」を確認してください。

申請方法② 役場窓口での申請方式

病院などが窓口無料化や自動申請方式に対応できない場合は、窓口で一旦医療費を支払い、その領収書を持って役場窓口で、医療費助成の申請を行います。何らかの理由で全額を支払えない場合なども、自動申請方式が利用できないため、役場窓口で申請する必要があります。

学校の管理下でのケガや疾病は、こども医療費助成の対象とはなりません。

学校の管理下でのケガや疾病は、「日本スポーツ振興センターの災害共済給付」の対象になるため、こども医療費助成の対象とはなりません。

(例：授業中や休み時間中、部活動中、登下校中のケガなど。)

病院などで受診する際は、医師や受付窓口の方に「学校でのケガ」であることを伝え、一旦、医療費を支払う必要があります。「こども医療費助成の受給者証(ピンク)」は使用しないでください。また、申請については通っている学校の保健の先生にご相談ください。

※条件により「日本スポーツ振興センターの災害共済給付」の対象にならないことがあります。その場合は南風原町こども医療費助成の対象となりますので、領収書を持って役場窓口で医療費助成の申請をしてください。

他の公費負担医療制度の対象となる場合は、その制度を優先してご利用ください。

医師の診断により、「小児慢性」、「特定疾患」、「特定疾病」、「自立支援医療」等のこども医療費助成以外の助成を受けられるときは、それらの制度の申請をし、優先してご利用ください。

資格がなくなったときには「受給者証の返還」が必要です。

転出などで受給資格がなくなったときには、ピンク色の受給者証を必ず窓口へ返却してください。誤って受給者証を使用して窓口無料で受診した場合、医療費を返還していただくことになります。



お問い合わせ 子ども課 ☎889-7028